

令和2年執行岡山県知事選挙啓発推進事業要綱

第1 趣旨

令和2年10月25日執行の岡山県知事選挙においては、全ての有権者が、この選挙がこれからの県政を委ねる県民の代表者を選ぶ極めて重要な選挙であることを十分自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加するよう、市区町村との連携の下、各種啓発活動を行うものとする。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

選挙の正しいルールを周知徹底するとともに、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、全ての有権者の自覚と責任において自由な投票ができるよう、きれいな選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

「知事選大事」を統一標語として、投票に参加することが有権者の権利であると同時に、住民自治の健全な発展に欠くことのできないものであること、及び今回の選挙において1票の権利の行使が今後の県政の方向を決める極めて重要な意義を有するものであることを、広く周知徹底し、有権者がこぞって投票するよう投票総参加を推進する。

特に、若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施する。

第3 活動の進め方

- 1 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、この要綱に基づき、相互の密接な連携と協力の下、啓発活動を展開するものとする。
- 2 岡山県選挙管理委員会分局及び市区町村選挙管理委員会は、地域に密着した啓発事業を実施するものとする。
- 3 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、明るい選挙推進岡山県連合会及び市区町村の明るい選挙推進協議会の協力を求め、相互の連携により啓発事業を実施するものとする。
- 4 岡山県選挙管理委員会、同分局及び市区町村選挙管理委員会は、選挙人が安全・安心な環境で投票できるよう、投票所等における新型コロナウイルス感染症対策について積極的に周知啓発を行うものとする。
- 5 報道機関に対し積極的に情報提供を行い、協力を要請するものとする。

第4 実施事業

別紙事業計画による。

令和2年執行岡山県知事選挙啓発事業計画

令和2年10月25日執行

事業名	事業内容	実施時期(予定)※
1 ポスターによる啓発	ポスターの作成、掲示	期間中
2 チラシによる啓発	チラシの作成、配布	期間中
3 電車・バスの車内広告	車内に吊り広告を掲出	(JR・井原鉄道) 10月12日～25日 (その他) 10月16日～25日
4 広報車による巡回	車体に啓発パネルを貼り、テープを流しながら巡回	10月9日～25日
5 新聞広告	新聞への広告掲載	10月17日、23日
6 テレビ・ラジオによる啓発	テレビ、ケーブルテレビ、ラジオによるスポット放送	10月8日～25日
7 大型ビジョンでの広報	JR倉敷駅周辺、アリオ倉敷	10月19日～25日
8 商店街の横断幕	表町商店街(岡山市)への掲出	10月2日～25日
9 岡山駅のフラッグ広告	岡山駅2階改札口の上に掲出	10月8日～25日
10 雑誌広告	タウン情報おかやまへの広告掲載	9月25日発行
11 シティスケープ広告	広告付きバス停への広告掲出	10月12日～25日
12 岡山駅南地下道ビジョン広告	岡山駅南地下道のデジタルサイネージに広告を掲出	10月12日～25日
13 特設WEBサイトの開設	特設WEBサイトを開設し、啓発動画等を配信	10月8日～25日
14 インターネット広告	Google、Twitter、Instagram、Facebook、LINE、Youtubeでの広告配信	10月8日～25日
15 イオンモール岡山 haremachiTV 広告	イオンモール岡山のデジタルサイネージに広告を掲出	10月12日～25日
16 啓発資材の作成、配布	各分局(県民局)等に、のぼり、たすき、車体用啓発パネル等を配布	期間中
17 啓発塔による啓発	岡山駅電停横の啓発塔への懸垂幕掲出	10月2日～25日
18 懸垂幕の掲出	県庁舎、各分局(県民局)、デパート等への掲出	10月1日～ 10月25日
19 電光ニュース	電光ニュース(JR岡山駅屋上)による啓発	10月1日～ 10月25日
20 晴れの国おかやまチャンネルでの広報	YouTubeを利用した晴れの国おかやまTVチャンネルに広報動画配信	10月8日～25日
21 店内放送による啓発	デパート等に店内放送を依頼	10月8日～25日
22 プロバイダーによる広報	各プロバイダー会員への広報、HPへのバナー広告掲載	10月8日～25日
23 選挙公報	選挙公報による啓発	10月上旬印刷
24 選挙公報のHP掲載	選挙公報の県選管HPへの掲載	10月上旬～25日
25 県広報媒体による啓発	県の広報媒体(広報誌、ラジオ、県庁玄関パネル等)による啓発	期間中
26 県ホームページでの広報	インターネットの県のホームページによる広報	期間中
27 コンビニでの広報	店舗へのポスター掲示、卓上のぼり設置	10月8日～25日
28 点字お知らせ版による啓発	点字版のお知らせを作成し、視覚障害者に配布	期間中
29 分局による啓発	各分局(県民局)において工夫して啓発を行う	期間中
30 市区町村選管による啓発	広報車、広報紙、有線放送等による啓発を行う	期間中
31 Facebook、Twitterによる啓発	Facebook、Twitterにより選挙情報を周知	期間中

※実施時期は予定であり、今後変更することがあります。